

令和7年12月24日

四街道市長 鈴木 陽介 様

四街道市水道事業及び下水道事業運営審議会

会 長 太 田 正



下水道使用料のあり方について（答申）

令和7年7月22日付け経第79号で諮問のありましたこのことについては、当審議会で慎重に審議を行った結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 下水道使用料のあり方

下水道は、都市機能の根幹を支える重要なライフラインであり、老朽化による陥没や災害等による被害が発生した際は、埼玉県八潮市での大規模な道路陥没事故を見るまでもなく、市民生活に大きな影響を及ぼすことになります。こうした下水道の運営に係る経費負担については、雨水処理に係るものは公費で、汚水処理に係るものは汚水を排出した者が使用料により負担する、という全国共通の経費負担区分原則が確立されています。

四街道市の下水道使用料は、この原則に基づくとともに「四街道市行財政改革推進計画」（第8次計画期間：令和元年度から令和5年度、第9次計画期間：令和6年度から令和10年度）を踏まえ、「基準外繰入金に頼らない自立的な財政運営を図る」ことを念頭に、令和5年4月1日に下水道使用料を改定し、一般会計からの基準外繰入金に依存しない経営を持続していくこととしました。

しかし、その後の状況は、水需要の減少に伴う下水道使用料収入の減少、老朽化した管渠の更新事業費の増加、物価上昇等に伴う維持管理経費の増加が続いており、中長期の経営計画である経営戦略における投資財政計画では、令和7年度決算以降の純損失の計上、令和12年度以降の運転資金の不足が見込まれています。

については、下水道事業を将来にわたって安定的に経営するため、また、一部経費を除き汚水処理に係る経費は汚水を排出した者が使用料により負担するという負担区分に基づく受益者負担の原則に則り、下水道使用料を適正な水準まで引き上げる必要があると判断します。

2 使用料改定時期及び算定期間

下水道使用料の改定時期については、財源不足によって下水道事業の運営が困難となることのないように、速やかに実施すべきと考えます。その上で、使用者への十分な周知と理解を得ることが不可欠であることから、令和9年4月を改定時期とすることが妥当であると判断します。

また、使用料算定期間については、下水道使用料の公共料金としての性質を踏まえ、安定性と経費予測の確実性を保つため、令和9年度から令和12年度までの4年間とすることとし、今後の事業の進捗を踏まえた次の使用料改定の検討についても、令和11年度までに実施することが望ましいといえます。

3 使用料平均改定率及び体系

下水道使用料の平均改定率については、財源不足を招くことのない健全な経営を維持するため、年間を通して適正な運転資金を確保する必要があることから、使用料算定期間である4年間における使用料収入総額を現行から23%引き上げる必要があると判断します。

また、使用料体系については、前回改定時における基本水量制廃止に伴う暫定的区分単価である1～10m³を除いて、使用者間の負担の公平を図るとともに小口使用者の負担軽減を考慮し、従量使用料を一律の金額で改定することが妥当と考えます。しかしながら、暫定的区分単価を一度の改定で完全に廃止すると小口使用者に与える影響が大きいため、段階的に廃止することが望ましいといえます。以上を踏まえ、改定後の下水道使用料体系及び1か月あたりの請求額については、下表のとおりとなります。

使用料体系（1か月あたり、税込）

使用料区分	現行		改定後	
	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額
基本使用料	—	924 円	—	1,001 円
従量使用料 (1 m ³ あたり)	1～10 m ³	33 円	1～10 m ³	82.5 円
	11～20 m ³	132 円	11～20 m ³	143 円
	21～30 m ³	154 円	21～30 m ³	165 円
	31～50 m ³	176 円	31～50 m ³	187 円
	51～100 m ³	209 円	51～100 m ³	220 円
	101～500 m ³	231 円	101～500 m ³	242 円
	501～1,000 m ³	253 円	501～1,000 m ³	264 円
	1,001 m ³ ～	275 円	1,001 m ³ ～	286 円

使用料請求額（1 か月あたり、税込）

排除汚水量	現行使用料	改定後使用料
0 m ³	924 円	1,001 円
10 m ³	1,254 円	1,826 円
20 m ³	2,574 円	3,256 円
40 m ³	5,874 円	6,776 円
100 m ³	18,084 円	19,646 円
500 m ³	110,484 円	116,446 円
1,000 m ³	236,984 円	248,446 円

4 附帯意見

（1）施設の老朽化について

下水道は都市機能の根幹を支える重要なライフラインであり、その機能が損なわれた場合、市民生活に与える影響は甚大なものがあるため、災害が頻発する近年においては、より重要性を増しています。一方で、昭和50年に供用を開始した下水道施設は老朽化が進み、本格的な更新の時期を迎えています。更新事業にあたっては、工事施工上の安全性を確保するとともに、補助金を最大限に活用するなど財源構成の最適化に努めつつ、将来にわたって安定した下水道事業を継続できるよう計画的に取り組まれることを要望します。

（2）経営の効率化について

施設の維持管理費用など経費の増加に対する財源の不足に対しては、使用料改定のみに依存することなく、水需要の大半を小口使用者が占める現状の改善や「四街道市下水道事業経営戦略」に掲げられた経営効率化に関する取り組みなどを推進することで、持続可能かつ効率的な経営に努められることを要望します。

（3）使用者への広報及び広聴について

この度の使用料改定は、ライフラインとしての下水道を健全に維持するためにやむを得ないものであるとはいえ、諸物価高騰により市民生活が圧迫されるなかで実施するものであることから、十分な周知と併せて使用者の理解と協力が不可欠です。下水道使用料の改定の際だけではなく、常日頃から経営や施設の状況等について十分な広報及び広聴を行い、双方向のコミュニケーションに努められることを要望します。

（4）国庫補助金及び一般会計繰入金の活用について

下水道使用料の平均改定率引き下げに繋がる財源の活用について、国に対する補助金の拡充要望とともに、市民生活への影響と公営企業繰出基準を考慮して市財政部局と汚水処理に係る繰入金の取り扱いに関して十分な協議を実施することを要望します。